

サイバーセキュリティ分科会の開催について

〔令和3年3月1日
大阪・関西万博関係府省庁
連絡会議議長決定〕

1 2025年大阪・関西万博に係るサイバーセキュリティ対策の円滑な準備に資するため、大阪・関西万博関係府省庁連絡会議の下、サイバーセキュリティ分科会（以下「分科会」という。）を開催する。

2 分科会の構成は、次のとおりとする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

会長 内閣サイバーセキュリティセンター副センター長

会長代理 内閣官房危機管理審議官

内閣官房国際博覧会推進本部事務局次長

構成員 内閣官房国際博覧会推進本部事務局参事官

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）

内閣官房内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター）

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官

警察庁警備局警備企画課長

警察庁情報通信局情報技術解析課長

金融庁総合政策局総合政策課サイバーセキュリティ対策企画調整室長

総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室長

公安調査庁調査第二部第一課長

外務省大臣官房情報通信課長

財務省大臣官房文書課業務企画室長

厚生労働省大臣官房参事官（サイバーセキュリティ・情報システム管理担当）

経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課長

経済産業省商務・サービスグループ博覧会推進室長

国土交通省総合政策局情報政策課長

海上保安庁総務部情報通信課長

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（核セキュリティ担当）

防衛省整備計画局情報通信課長

オブザーバー 大阪府政策企画部万博協力室長

大阪府危機管理部災害対策課長

大阪市経済戦略局国際博覧会推進室長

大阪市危機管理室防災システム担当課長

大阪府警察本部警備部警備総務課長

2025年日本国際博覧会協会企画局危機管理部危機管理課長

3 分科会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前各項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。